

# 新型コロナウイルス感染症による経済支援等に関する相談窓口一覧

国は様々な生活・経済支援策を打ち出しています。

経済産業省のホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>) をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

## 【呉市の相談窓口一覧】

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考
個人	相談	仕事や住まい等について 離職や収入の減少等により生活が困窮する場合の相談窓口です。	生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30～ 17:15 (平日)	生活相談に応じ、個々人の状態にあったプランを作成し、必要な支援につなげます。
	融資・貸付	生活福祉資金の貸付 休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。	社会福祉協議会 (0823) 25-0266  生活支援課 自立支援室内 「福祉の窓口」 (0823) 25-3571	8:30～ 17:15 (平日)	①総合支援資金（主に失業された方） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。（貸付上限（二人世帯）月20万円以内（単身）月15万円以内 貸付期間原則3月以内 貸付利子：無利子） ②緊急小口資金（主に休業された方） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に、1世帯につき10万円（※学校等の休業等の特例 20万円以内）を無利子で貸付します。 【受付場所】 福祉会館1階 社会福祉協議会内 ※受付開始時期は令和2年3月25日からです。
	税申告	令和2年度市民税の申告期限の延長 市民税の申告期限を令和2年4月16日(木)まで延長します。	市民税課 (0823) 25-3193	8:30～ 17:15 (平日)	
事業者	相談	呉市発注の工事及び業務の一時中止等に関する相談 工事従事者または業務従事者に感染が確認された場合や、感染拡大防止のため、工事または業務の一時中止や工期延長の意向がある場合の対応についての相談窓口です。	技術監理室 (0823) 25-3412	8:30～ 17:15 (平日)	詳しくは、技術監理室のホームページ「呉市発注工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みについて」をご覧ください。
	証明書発行	小規模事業者持続化補助金（一般型、一次公募）申請における新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の証明書の発行 中小企業庁では、小規模事業者持続化補助金において、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者を対象に加点措置があります。この加点を受けるために必要な書類を呉市で発行します。	商工振興課 (0823) 25-3814	8:30～ 17:15 (平日)	呉市の事業者であり、かつ今般のコロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、2020年2月の1か月間の売上が前年同月に比して10%以上減少していることが証明書発行の条件となる。 持続化補助金の申請先は、呉商工会議所もしくは呉広域商工会。

区分	支援制度等	支援の概要	窓口(担当課) 電話番号	受付・開設 時間	備考	
事業者	融資・ 貸付	中小企業融資制度(景気対策特別資金)	業況悪化している中小企業者等に対し、運転資金を融資します。 ・融資限度額 2,000万円 ・融資期間 10年以内(据置期間1以内) ・利率 1.0%	商工振興課 (0823)25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	【申込先】 取扱金融機関
		セーフティネット保証4号認定	自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823)25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が、前年同月比20%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれること。
		セーフティネット保証5号認定	業況の悪化している業種に属する中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823)25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近3か月間の売上高等が、前年同月比5%以上減少していること。時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月間の売上高等が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高等見込を含む3か月間の売上高等の減少でも可。
		危機関連保証認定	東日本大震災やリーマンショック時と同程度の危機時に、信用保証協会による保証限度額の別枠化等を行う制度です。	商工振興課 (0823)25-3814	8:30~ 17:15 (平日)	最近1か月間の売上高等が、前年同月比15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月比15%以上減少することが見込まれること。

### 【呉市以外の問合せ窓口一覧】

区分	問合せの内容	問合せ窓口	連絡先	受付・開設 時間	備考
事業者	融資・ 貸付	新型コロナウイルス感染症により機能停止となった社会福祉施設等に対する融資について	独立行政法人福祉医療機構  [融資相談] 大阪支店 福祉審査課 融資相談係 06-6252-0216  大阪支店 医療審査課 融資相談係 06-6252-0219  [返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 03-3438-9939	9:00~ 17:00 (平日)	
		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等に対する融資(実質的に無利子・無担保)	日本政策金融公庫  [貸付相談] 呉支店 0823-24-2600	9:00~ 17:00 (平日)	

☆その他の国の支援制度等は各省庁のホームページをご確認ください。

総務省ホームページ ([https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/gyoumukanri\\_sonota/covid-19/index.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/index.html))

※各省庁の新型コロナウイルス関連ページがあります。